

東上総教育事務所だより

2009. 6. 1

第1号 (No. 1)

千葉県教育庁東上総教育事務所
〒297-0024 茂原市八千代2-10
TEL 0475-23-2848
FAX 0475-23-2871
E-mail higasikazu@mz.pref.chiba.lg.jp

平成21年度のスタートにあたって

所長 出山 裕之

今年の桜は、入学式を待ちわびるがごとく、見事に開花しました。

そして、早一ヶ月が経ち、新緑の季節を迎えています。

各学校におかれましては、子どもたちが主役となり、特色ある教育活動が展開されているところではないでしょうか。

さて、60年ぶりに教育基本法が改正され、新たな時代に対応した教育が新学習指導要領のもとで実践されようとしています。

時代の変化に対応する「流行」の部分と先人の築き上げたよき伝統と郷土の魅力を生かす「不易」の部分を念頭に置き、教育を推進していくことが求められています。

県教育委員会では、多くの県民の方々の参画を得て策定した『千葉県教育の戦略的なビジョン』実行の2年目を迎え、昨年度までの成果を継承するとともに、ふるさと千葉に対する誇りと自信を力強くはぐくむ教育を、県民全体で推進するよう取り組んでいます。

平成21年度は、この『千葉県教育の戦略的なビジョン』を踏まえ、次の三つの柱（主要事業）のもと、即効性のある事業により、ビジョンの実現を目指しています。

【主要事業】

1 地域とともに歩む学校づくり

- ① 「開かれた学校づくり委員会（県立学校）」
- ② 「地域とともに歩む学校づくり推進支援事業」
- ③ 「親力アップいきいき子育て広場事業」等

2 未来を拓く「ちばっ子」の育成

- ① 「学力向上プロジェクト事業」
- ② 「ちば・ふるさとの学び活用推進事業」
- ③ 「学校における情報モラル教育の推進」
- ④ 「ゆめ半島千葉国体」での活躍を目指した「千葉県競技力向上推進本部事業」等

3 豊かな学びを支える教育環境の整備

- ① 「特別支援アドバイザー事業」
- ② 「特別支援学校の施設整備事業」
- ③ 「県立学校再編事業」
- ④ 「優れた指導力を持つ魅力ある教職員の育成」等



東上総教育事務所といたしましても、以上の柱を受けまして、当教育事務所としての重点目標を設定し、各種の事業や取組の充実に努めてまいり所存です。

併せて、学校訪問や各種研修会等をとおして、積極的な学校支援に努めてまいりたいと考えております。

平成21年度もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

指導室から

1 道徳教育について

新教育課程による道徳が、平成21年度から新しい学習指導要領に基づき先行実施されていると思います。新しい学習指導要領では、重要な改訂点として、校長の基本方針のもと、道徳教育推進教師が中心となり、指導体制の確立と「新しい指導計画」の作成が示されています。

そこで、道徳教育の全体計画や道徳の時間の年間指導計画を作成するにあたって、ポイントとなる部分を挙げてみたいと思います。

○道徳教育の全体計画

各教科等の方針に基づいて進める道徳性の育成にかかわる指導の内容及び時期等を整理して示しているか。

例えば、

- ・各教科等における道徳教育にかかわる指導の内容及び時期を整理して示しているか。
- ・道徳教育にかかわる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるように示しているか。
- ・道徳教育の推進体制、家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるように示してあるか。

(小学校学習指導要領解説、道徳編P66・67、中学校学習指導要領解説、P68・69)

○道徳の時間の年間指導計画

道徳の時間の指導の時期、主題名、ねらい及び資料を一覧表にただけでは年間指導計画としては機能しにくい。そのような一覧表を示す場合においても、展開の概要等を含むものなど、「何を」「いつ」「何を使って」「どのように」指導するか各時間の指導の概要がわかるようなものを示しているか。

2 特別活動について

特別活動の移行措置についても道徳と同様に、本年度から各校で先行実施されていることと思います。

学習指導要領第1章「総則」において、「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童(生徒)に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、・・・」と示されているように、特別活動の指導計画にも学校の創意工夫が生かされることが求められます。学級活動、児童(生徒)会活動、学校行事、小学校におけるクラブ活動それぞれの特質を踏まえ、ねらいが達成されるよう、学校の実態や児童(生徒)の発達段階、特性などを十分に考慮して計画することが、学校の創意工夫を生かすことにつながります。そこで、全体計画や年間指導計画で配慮する点を挙げてみます。

- ・道徳をはじめとして総合的な学習の時間など他教科等との関連をどう図るか。
- ・特別活動全体として、児童(生徒)による自主的、実践的な活動をどのように助長するか。
- ・教師の適切な指導の下に、児童(生徒)の自発的、自治的な活動を効果的に展開するため、よりよい生活を築くために集団として意見をまとめるなどの話し合い活動や、自分たちで決まりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを重視し、学級活動や児童(生徒)会活動、クラブ活動の相互の関連をどのように図るか。
- ・学級集団の育成上の課題や発達の課題を明確にし、どのように対応するか。
- ・学習指導要領に示された(小学校では低・中・高学年に分けた)内容及び道徳教育の重点などを考慮しているか。
- ・学校行事において、小学校での異年齢集団による交流や幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験などの体験活動をどのように充実させるか。
- ・人的条件、物的条件、学校が置かれた地域の特性など、学校を取り巻く様々な条件をどのように生かすか。

特別活動が、学校生活の満足度や楽しさに大きくかかわっていることを踏まえ、児童(生徒)が自信を持って役割と責任を果たし、協力して楽しく豊かな学校生活が築けるよう適切な指導計画を作成していただきたい。

また、学習活動の基盤となる言語能力について、各教科等で育成することを重視していることから、指導に当たっては言語活動の充実を意識した学習指導の工夫改善が求められます。



管理課から

教員免許更新制に係る申請方法について

修了確認期限2か月前までに、必ず修了確認・免除・延期いずれかの申請をして下さい。

1 申請の種類

(ア) **修了確認** (更新講習修了確認申請)

・平成21年度から、更新講習を受講する先生方が該当します。

(イ) **免 除** (更新講習免除申請)

・講習免除者に該当する先生方は、免除申請を必ず行います。

免除該当者・・・

- ①教員を指導する立場にある者
(校長、副校長、教頭等)
- ②優秀教員表彰者 (国、県)
- ③平成20年度予備講習を受講した先生方
(一部を受講、修了した場合も含む)

(ウ) **延 期** (修了確認期限延期申請)

・「やむを得ない事由」により更新講習を修了できない場合は、免許状の修了確認期限を延期することができます。

「やむを得ない事由」・・・

- ①休職中であること
- ②育休、療休、看休中であること
- ③免許状授与の日から10年経過していない場合

2 申請時に必要な書類について

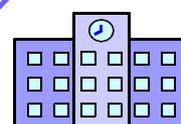
申請内容	申請書の種類	申請様式	手数料 (県収入証紙)	所有免許状の証明 ※	講習修了(履修) 証明書	その他必要書類	備考
修了	更新講習修了確認	第3号	3,300円	○	○		
免除	役職による免除	第6号	3,300円	○			校長・教頭等
	予備講習受講免除	第6号	3,300円	○	△	予備講習履修証明	予備講習受講者
延期	修了確認期限延期	第5号	2,000円	○		所属長意見書	

※所有免許状の証明は、「免許状の写し」「免許状授与証明書」のどちらかになります。

※所有免許状の姓名と申請者の姓名が異なっている場合

「人事カード」または、「履歴書」の表面のコピーを添付してください。

△予備講習により一部を修了した先生は、履修証明書も必要となります。



業務で使用するUSBメモリの取り扱いについて

～信頼される学校・教職員をめざして～

学校で取り扱う個人情報については、かねてから厳重な管理と定期的なチェックをお願いしているところですが、昨今、教員が業務上知り得た個人情報を紛失したり、盗難の被害に遭う事故が後を絶たず、学校職員の信用が著しく失墜する事態となっています。

平成20年度におきましては、懲戒処分に至った事例が4件確認され、紛失場所が特定できないケースもあります。

各事例に共通

- USBのセキュリティー対策の不備（パスワード、暗号化）
- 個人所有のUSBを業務に使用
- 個人情報を他のデータと一緒に保存

そこで、業務で使用する個人所有のUSBメモリ（個人管理の学校用も含む）の一斉点検を管内すべての小中学校で行っていただきました。

一斉点検の内容

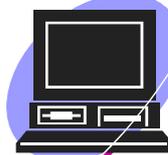
★個人所有のUSBメモリから、児童生徒の成績等の個人情報をすべて削除

確認事項

- 個人情報の記録されている外部記録媒体は、鍵のかかる適切な場所に保管
- 原則として、**個人情報は持ち出さない。**

☆やむを得ず持ち出す場合・・・

- ①管理職の許可
- ②パスワードの設定、暗号化
- ③最小限の範囲とし、体から離さない



総務課から

平成21年度の研修会等について

- 1 小・中学校初任等事務職員研修会
 - ・場 所 東上総教育事務所
 - ・対 象 者 21年度及び20年度に採用された小・中学校初任事務職員（臨任事務職員を含む。）
なお、19年度に採用された事務職員及び3年目以上の臨任事務職員は希望制とします。
 - ・参加者数 20名程度
 - ・開 催 年6回予定
4月15日(水)、5月12日(火)、6月16日(火)、7月10日(金)
11月9日(月)、1月19日(火)
- 2 市町村教育委員会事務局給与担当者研修会
 - ・上記1との合同研修会を年3回予定
4月15日(水)、6月16日(火)、11月9日(月)
- 3 東上総教育事務所管内給与事務担当者会議
 - ・場 所 東上総教育事務所
 - ・対 象 者 各小・中学校事務職員
 - ・参加者数 137名程度
 - ・開 催 年2回（4月24日(金)、11月17日(火)）
ただし、条例、規則の改正等により、給与事務に大きな変更がある場合は随時開催します。

